

第37回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年6月26日（月）午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）
3. 出席委員 15名
4. 欠席委員 2名
5. 議事日程
 - 日程第1 農業委員会業務報告について
 - 日程第2 議案第24号 現況証明願いについて
 - 日程第3 議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第4 議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）の決定及び意見書の提出について
6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主事
7. 会議の概要

議長

ただ今から、第37回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は15名であります。

宮嶋 敏男 委員は身内にご不幸があり本日の総会に出席できない旨の届出がありましたので報告いたします。また、同僚の阿部 良富 委員が長い闘病の末昨日お亡くなりになりました。謹んでお悔やみ申し上げたいと思います。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により議長において、1番 水沼二美男 委員、2番 高田 利昭 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成29年5月26日の第36回総会以降で報告していない業務について報告いたします。

農業委員会業務報告

1番 農地法第4条の規定による許可の専決について

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 45, 502 m²の内1, 810 m²

目的 農業用施設建設のため

北海道農業会議意見書年月日 対象外

許可年月日 平成29年5月29日

2番 農地あっせん報告について

あっせん年月日及びあっせん班 平成29年6月12日 第1班

申出者 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

あっせん内容

土地の所在等 (地番) 57, 967 m²

価格 5, 500, 000円 10a当り 94, 882円

3番 会議関係

- (1) 5月28日(日)～30日(火) 平成29年度全国農業委員会会長大会及び北海道選出国會議員要請集会

場 所 横浜市、東京都

出席者 会長代理

- (2) 5月29日(月) 第4回大樹町議会臨時会

場 所 役場4階議場

出席者 会長

- (3) 5月31日(水) 大樹ゆとり農業推進会議

大樹町農業再生協議会
大樹町担い手育成総合支援
大樹町家畜自衛防疫対策協議

場 所 役場 1 階会議室

出席者 会長

(4) 6月3日(土) 大樹町家畜まつり

場 所 共進会場

出席者 局長(代理出席)

(5) 6月6日(火)～9日(金) 第2回大樹町議会定例会議

場 所 役場 4 階議場

出席者 会長

(6) 6月12日(月) 現地調査

実施班 第1班

内 容 現況証明1件、農地転用1件

4番 その他

(1) 農作物の生育状況調査ということで作況調査が別紙で付いております。秋まき小麦についてはやや良ということで4日速い、それから馬鈴薯、小豆、大豆、てんさいについては±0で並という判断であります。それからデントコーンと牧草につきましても1日から2日速いということで並で概ね順調であるというふうな作況調査の結果でございます。

(2) 北海道における農業者年金加入状況についてです。北海道における農業者年金の加入状況について北海道農業会議から報告、資料をいただきましたので添付してございます。1番の北海道における農業者年金の加入状況につきましては、被保険者の数が北海道では全国の29%を占めるということでの報告がありました。2番の市町村における被保険者数と新規加入者数につきましては、1番の市町村における被保険者数29年3月時点では200人以上の被保険者がいる市町村に大樹町はございません。2番、市町村における新規加入者数についてですが5名以上の新規加入者数も大樹町についてはありませんでした。農業委員会では、農業者年金の加入者数を平成28年から29年にかけて2ヶ年で、全国で13万人をめざすという強化運動を実施してるところなんですけど、残念ながら当庁では近年4年間で3名から4名の新規加入ということで実績がまだ出ていないところでございます。

(3) 7月の総会の日程ですが、7月20日(木)を予定しております。新総会ということもありまして、招集者が大樹町長ということで町長の都合をきいて7月20日となっております。

以上で説明をおわります。

報告が終わりました。報告の内容について質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。
日程第2、議案第24号、現況証明願いについての件を議題といたします。
提案説明を求めます。

水津局長

議案第24号、現況証明願いについて提案説明申し上げます。今回ご審議いただきます現況証明願いは3件でございます。申し出がありました現況証明願いについて、農地法関係事務処理要領に基づきましてその証明の可否についてご審議賜りたくご提案いたしますのでよろしくお願いたします。
以上で説明を終わります。

議長

それでは内容について事務局より説明を求めます。

中村主事

議案第24号、現況証明願いについて説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

公募地目 牧場 現況地目 農地・採草放牧地以外

地積面積 2,011㎡

平成29年6月1日に地区担当委員 水沼 二美男 委員と一緒に現地確認しております。

番号2番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下計3筆

公募地目 畑 現況地目 農地・採草放牧地以外

地積面積 合計1,157㎡

平成29年6月12日に、第1班 山本 班長のもと現地確認を行っております。

番号3番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

公募地目 畑 現況地目 農地・採草放牧地以外

地積面積 129㎡

平成29年6月12日に、第1班 山本 班長のもと現地確認を行っております。

1番の案件でございますが、今回の申請地は平成28年11月の総会において農地台帳地目を農地及び採草放牧地以外へ変更することをお認めいただいておりますので、地区担当委員の水沼 委員と事務局で現地確認を行いました。こちらは

登記簿地目を現況地目に変更登記するための申請になります。

2番の案件でございますが、農地及び採草放牧地として使用できない部分を本現況証明による申請で、登記簿地目を現況地目に変更登記する案件であります。

3番の案件でございますが、(申請者)による鉄塔建設がすべて終了したことを受けて、農地にかかる部分の農地台帳地目の整理、変更を行う案件でございます。今回の申請地は平成29年2月に分筆が行われました。冬期間だったため現地調査が出来なかったため、この時期での申請となりました。

以上で説明を終わります。

議長

次に番号1番について地区担当委員より報告を求めます。

地区担当委員、水沼 二美男 委員から報告願います。

1番
水沼委員

それでは議案第24号、1番の件について報告いたします。ただいま事務局が説明したとおりでございますが、6月1日の日に事務局と現地確認をいたしました。登記地目は牧場で畑以外にするものでございます。申請地は傾斜地が多く、畑としての利用が困難であることを確認しています。また、昨年11月総会において農地台帳地目を農地及び採草放牧地以外へ変更することをお認めいただいた土地でもあるため、登記簿地目を変更しても問題がない土地であると確認しておりますが、ご審議のほどよろしくお願います。

報告が終わりました。

議長

次に、番号2番から3番について調査班より報告願います。

第1班 班長 山本 宏一 委員から報告願います。

9番
山本委員

ご報告いたします。

議案第24号、2番、6月12日に1班で現地調査を行ってきました。(地番)は低い土地になっており水が溜まりやすい農地であり、また、(地番)と(地番)は住宅に挟まれており畑としての利用は困難であることを班で確認しました。今後とも畑としての利用は困難であるため、登記簿地目を変更しても問題ない農地であると確認しています。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして議案第24号、3番、今回の申請地は鉄塔が立っており、当分の間移転することが考えられず農地としての使用もないので農地台帳地目を変更しても問題ない農地であることを確認しております。

ご審議の程よろしくお願いたします。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明申し上げます。今回ご審議いただきます、農用地利用集積計画の申請件数は11件でございます。内容については売買が8件、賃貸借が3件でございます。その申請の内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは番号1番から8番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

それでは議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

番号1番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 牧場及び畑 以下計12筆 130,865.25㎡

売買 所有権移転 普通畑として利用

所有権の移転時期 平成29年6月27日

対価の支払い期限 平成29年7月31日

土地の引き渡し時期 平成29年7月31日

金額 11,290,000円 10a当たり 86,272円

支払方法 指定口座へ振り込み

こちらは4月20日に第1班、山本 班長のもとあっせん売買を行った案件になります。

番号2番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 畑 1筆 5,021㎡

売買 所有権移転 普通畑として利用

所有権の移転時期 平成29年6月27日

対価の支払い期限 平成29年7月31日

土地の引き渡し時期 平成29年7月31日

金額 250,000円 10aあたり 49,791円

支払方法 指定口座へ振り込み

こちらは4月24日に第2班、梶澤 班長のもとあっせん売買を行った案件になります。

番号3番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 畑 以下計3筆 34,583㎡

売買 所有権移転 普通畑として利用

所有権の移転時期 平成29年6月27日

対価の支払い期限 平成29年8月31日

土地の引き渡し時期 平成29年8月31日

金額 3,360,000円 10aあたり 97,158円

こちらは5月12日に第2班、梶澤 班長のもとあっせん売買を行った案件になります。

番号4番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 畑 以下計5筆 91,090㎡

売買 所有権移転 普通畑として利用

所有権の移転時期 平成29年6月27日

代価の支払い期限 平成29年8月25日

土地の引き渡し時期 平成29年8月25日

金額 8,500,000円 10aあたり 93,315円

支払方法 指定口座へ振り込み

こちらは平成19年に農地保有合理化事業を利用して、賃貸借していたもので
公社からの売り払いの案件であります。前所有者は(地区)の(氏名)になります。

番号5番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 畑 以下計2筆 74,738㎡

売買 所有権移転 普通畑として利用

所有権の移転時期 平成29年6月27日

対価の支払い期限 平成29年8月25日

土地の引き渡し時期 平成29年8月25日

金額 12,700,000円 10aあたり 169,926円

支払方法 指定口座へ振り込み

こちらにも4番と同様に平成19年に農地保有合理化事業を利用して賃貸借して

いた案件となります。前所有者は（地区）の（氏名）です。

番号6番

利用権の設定等を受ける者（地区）（氏名）

利用権の設定等をする者（地区）（氏名）

土地の所在（地番）畑 1筆 49,679㎡

売買 所有権移転 普通畑として利用

所有権の移転時期 平成29年6月27日

対価の支払い期限 平成29年8月25日

土地の引き渡し時期 平成29年8月25日

金額 8,940,000円 10a当たり 179,955円

支払方法 指定口座へ振り込み

こちらにも同様に、平成19年に農地保有合理化事業を利用して賃貸借していた農地の売り払いの案件です。前所有者は（地区）の（氏名）です。

番号7番

利用権の設定等を受ける者（地区）（氏名）

利用権の設定等をする者（地区）（氏名）

土地の所在（地番）畑 以下計9筆 157,532㎡

売買 所有権移転 普通畑として利

所有権移転の時期 平成29年6月27日

対価の支払い期限 平成29年8月25日

土地の引き渡し時期 平成29年8月25日

金額 6,870,000円 10a当たり 43,610円

支払方法 指定口座へ振り込み

こちらにも前の案件と同様に会社からの売り払いの案件となっておりまして、前所有者は（地区）の（氏名）です。

番号8番

利用権の設定等を受ける者（地区）（氏名）

利用権の設定等をする者（地区）（氏名）

土地の所在（地番）畑 以下計3筆 48,769㎡

売買 所有権移転 普通畑として利用

所有権の移転時期 平成29年6月27日

対価の支払い時期 平成30年1月26日

土地の引き渡し時期 平成30年1月26日

金額 7,110,000円 10a当たり 145,789円

支払方法 指定口座へ振り込み

こちらは平成24年に農地保有合理化事業を利用して賃貸借していた5年物の案件となっております。前所有者は（地区）の（氏名）となっております。

1番の案件につきましては、（地区）の（利用権の設定等をする者）が農地を手

放すために、売買あっせんに申し出た農地でございます。

2番の案件につきましては、(地区)の(利用権の設定等をする者)が非農家のため、農地を手放したいとのことで売買あっせんに申し出た農地となっております。

3番につきましては、(地区)の(利用権の設定等をする者)が農地を手放すために売買あっせんに申し出た農地となっております。

4番から8番につきましては平成19年及び24年に農地保有合理化事業を利用し、賃貸借していた農地で(利用権の設定等をする者)からの売り払いの案件になります。議案の後ろに添付してございます農業経営基盤強化促進法第18条調書に記載されていますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号1番の内容について調査班より報告を求めます。

第1班 班長 山本 宏一 委員より調査報告を求めます。

9番

ご説明いたします。

山本委員

議案第25号、1番はあっせん売買でございまして、利用調整は地区農事組合に周知して売買の公募を行いました。売買予定者は、あっせん希望者の(利用権の設定等を受ける者)で決定いたしました。(利用権の設定等を受ける者)の理事会の承認もいただいております。過去の売買実例単価を参考にし、10a当たり86,272円、総額11,290,000円であっせん価格を決定し、両者に内容を提示して了承を得ました。

審議の程よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

次に番号2番から3番の内容について、調査報告を求めます。

第2班 班長 梶澤 忠男 委員より調査報告を求めます。

14番

梶澤委員

議案第25号、2番ですが、先ほど事務局が説明したとおりでございます。現況調査は4月24日に行いました。あっせん売買です。利用調整は地区農事組合に周知し、売買の公募を行いました。審議の結果、売買予定者はあっせん希望者の(利用権の設定等を受ける者)に会議で決定いたしました。過去の売買実例の単価を参考に、10a当たり49,791円、総額250,000円であっせん価格を決定し、両者に内容を提示して了承を得ました。

ご審議の程よろしく願います。

それから3番の(利用権の設定等をする者)から(利用権の設定等を受ける者)の件でございますが、5月12日に現況調査を行ったあっせん売買です。利用調整は地区農事組合に周知し、売買の公募を行いました。審議の結果、売買予

定者はあつせん希望者の（利用権の設定等を受ける者）に会議で決定いたしました。過去の売買事例の単価を参考に、10a当たり97,158円で総額3,360,000円であつせん価格を決定し、両者に内容を提示し了承を得ました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第25号、番号1番から8番についての件を農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。
それでは番号9番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

それでは議案第25号、番号9番についてご説明いたします。

番号9番

利用権の設定等を受ける者（地区）（氏名）

利用権の設定等をする者（地区）（氏名）

土地の所在（地番）以下計7筆 畑

面積 45,415㎡

そのうち農業用施設として使用貸借するものが15,579㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 使用貸借

利用権設定等の内容 普通畑及び農業用施設として利用

利用権の期間

平成29年7月1日から平成39年6月30日までの10年間 無償

こちらは新規の案件で、転用も絡んでいる案件となりますので地区担当委員 山本 宏一 委員及び第1班 班長 山本 班長のもと6月12日に現地調査をしており

ます。こちらの案件につきましては、（地区）の（利用権の設定等をする者）が自身の会社である（利用権の設定等を受ける者）に農地及び農地の一部を農業用施設用地として使用貸借する案件です。転用基準ですが、先月の総会にて大樹町長から意見照会があったとおり、農業振興地域整備計画において農用地となっており、転用申請とあわせて農業用施設用地への変更申出を行っております。また、施設の配置図等を議案の後ろに添付しておりますのでご参照願います。なおこちらは、集積転用の案件となりますので申請面積にかかわらず本総会でお認めいただければ、許可を出せる案件となりますが、転用許可日については、農振の許可日が8月になる見込みですのでそれに合わせる形となります。また議案の後ろに添付してございます農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 暫時休憩いたします。

議長 再開いたします。

次に番号9番の内容について、調査班より調査報告を求めます。

第1班 班長 山本 宏一 委員より調査報告を求めます。

9番 ご報告いたします。

山本委員 議案第25号9番、これは使用貸借による集積転用でございまして牛舎、倉庫、事務所などの農業用施設を建設します。牛舎については、現状は乾乳牛と育成牛を同一牛舎で使用しており分娩事故の抑制と育成牛の強化を図るために牛舎を新設し、使用分離を行うためのものであります。倉庫は牛舎の新設にともない既存倉庫だけでは保管能力が不足となるため倉庫を1棟、事務所につきましては現在の事務所は18㎡と狭く、労働環境の改善を図りたいとのことで牛舎、倉庫等農業用施設の建設を予定しております。現地調査を行った結果、周りの既存施設の配置から代替え地もなく資金面からも実行性があると判断いたしました。農業規模を拡大するうえで農業用施設の増設は必要不可欠であり、許可することはやむを得ないと判断いたしました。

ご審議の程よろしく願います。

議長 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第25号番号9番について、農業経営基盤強化促進法第18条の

規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

それでは番号10番から11番の内容について事務局より説明を求めます。

笹田係長

それでは議案第25号番号10番からご説明いたします。

番号10番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計3筆 畑 合計61,100㎡

賃貸借 賃借権の設定 普通畑として利用

平成29年7月1日から平成39年6月30日までの10年間

年額366,600円 毎年11月30日までに指定口座に振込

こちらは更新の案件となります。

番号11番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計2筆 畑 合計46,773㎡

賃貸借 賃借権の設定 普通畑として利用

平成29年7月1日から平成30年6月30日までの1年間

年額233,850円 12月10日までに指定口座に振込

こちらにも更新の案件でございます。

後ろに添付してございます農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は、経営面積や農作業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

議長

これより議案第25号、番号10番から11番について農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第4、議案第26号、農地中間管理事業にかかわる農用地利用配分計画の決定及び意見書の提出についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第26号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)及び意見書の提出について提案説明申し上げます。今回ご審議いただきます、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)は1件でございます。この農用地利用配分計画(案)及び意見内容について内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは内容について事務局より説明を求めます。

笹田係長

それでは議案第26号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)の決定及び意見書の提出についてご説明いたします。

農用地利用配分計画(案)

番号1

権利の設定を受ける者 (地区) (氏名)

募集区域 (地区)

権利を設定する土地 (地番) 以下計4筆 畑 面積 24,171㎡

所有者 (氏名) 以前の利用権者 (氏名)

権利の種類 賃借権 内容 普通畑

平成29年8月29日から平成36年8月28日までの7年間

年額 121,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込

こちらは6月12日に第1班 山本 班長のもと農地配分調整を行っております。本案件につきましては中間管理事業を通じて借受者が、北海道農業公社から転貸される案件で、農地の配分案を協議しました。なお、賃料につきましては所有者から公社への賃貸期間が10年間となっておりますので、その賃料と同じ額と

なります。後ろのページに添付してあります農地利用配分計画（案）に添付する点検表に記載されたとおり、貸付先決定ルールにのっとり利用調整がされていることを申し伝えます。また、図面等も合わせて添付しておりますのでご確認願います。

番号 2 番

農用地利用配分計画（案）に係る農業委員会の意見についてご説明いたします。このたび照会のあった農用地利用配分計画（案）は募集区域である（地区）に周知を図り、十分な農地の利用調整が図られておりすでに安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことなく、以前から利用されている（利用権の設定等を受ける者）が地域の核となり、安定的な農業経営を目指していける農用地利用配分計画（案）となっていることから適当であると認める。

本総会でお認めいただければこういったことを意見として回答する予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に調査班より調査報告を求めます。

第 1 班 班長 山本 宏一 委員から報告願います。

9 番

ご報告いたします。

山本委員

議案第 26 号、1 番、本案件は平成 26 年に（所有者）が北海道農業公社に貸し付けた後、（以前の利用者）に転貸されたもので転貸期間が平成 29 年 8 月 28 日で切れることから、新たに農用地利用配分計画をたてるものです。前回の計画作成時には公社の意向により、（利用権の設定等を受ける者）の構成員所有の隣接農地がなく、3 年後に他の借受希望者が出てくるかもしれないということで期間を 3 年に設定しましたが、今回利用調整を行った結果、再度（利用権の設定等を受ける者）が利用することになったため、期間は 10 年間の残存年数である 7 年間となります。6 月 12 日に班会議を開催し、利用調整を行いました。

以上ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第26号、農地中間管理事業に関わる農用地利用配分計画の決定及び意見書の提出についての件を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。

事務局より説明願います。

水津局長

次回の総会につきまして、第23期の初総会ですので町長と日程調整を行った上で7月20日(木)午後1時からを予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

以上をもって、第37回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成29年6月26日

会

長

鈴木正喜

委員(1番)

水沼三美男

委員(2番)

高田利昭